

第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No. 20
【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】 関東財務(支)局長
【氏名又は名称】(3) 西岡 雄彦
【住所又は本店所在地】(3) 埼玉県北本市宮内五丁目 115 番地 1 アトレ北本 116
【報告義務発生日】(4) 平成 18 年 5 月 12 日
【提出日】 平成 18 年 5 月 31 日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 3名
【提出形態】(5) 連名

第 1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社バックスグループ
会社コード	4306
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック
本店所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	西岡雄彦
住所又は本店所在地	埼玉県北本市宮内五丁目115番地1 アトレ北本116
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	昭和37年7月2日
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社バックスグループ
勤務先住所	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社バックスグループ 総務部 川邊 幹大
電話番号	03-5793-7911

(2)【保有目的】（9）

発行会社の創業者であり、経営参加を目的とした安定株主として保有しております。

2【提出者（大量保有者）／2】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社 ビバリーヒルズ
住所又は本店所在地	埼玉県北本市宮内五丁目115番地1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年9月22日
代表者氏名	西岡由佳
代表者役職	取締役
事業内容	経営コンサルタント、有価証券の投資及び運用

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社バックスグループ 総務部 川邊 幹大
電話番号	03-5793-7911

(2)【保有目的】（9）

発行会社の役員の配偶者が経営する会社であり、安定株主として保有しております。

3【提出者（大量保有者）／3】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	西岡由佳
住所又は本店所在地	埼玉県北本市宮内五丁目115番地1 アトレ北本116
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	昭和39年3月1日
職業	会社役員
勤務先名称	有限会社 ビバリーヒルズ
勤務先住所	埼玉県北本市宮内五丁目115番地1

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社バックスグループ 総務部 川邊 幹大
電話番号	03-5793-7911

(2)【保有目的】（9）

西岡雄彦氏と共同保有の関係にあり、安定株主として保有しております。

第3【共同保有者に関する事項】(14)

該当事項はありません。

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

- (1) 西岡雄彦
- (2) 有限会社 ビバリーヒルズ
- (3) 西岡由佳

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	38,488		
新株予約権証券(株)	A 160	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 38,648	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)			38,648
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		160

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年5月12日現在)	Q	148,239.56
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		26.04
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		28.06

委任状

平成14年4月8日

住所又は本店所在地 埼玉県北本市宮内五丁目
115番地1

氏名又は名称 (有)セバターヒルズ



私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は本店所在地 埼玉県北本市宮内五丁目 115番地1
アトレ北本 116
2. 代理人の氏名又は名称 西岡 石彦

以上

(注) 特例対象者でない場合には、届出書に係る部分を削除すること。

委任状

平成14年8月2日

住所又は
本店所在地

埼玉県北本市宮内5-115-1
アトビ北本116

氏名又は
名称

西岡由佳



私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は
本店所在地

埼玉県北本市宮内 5-115-1
アトビ北本 116

2. 代理人の氏名又は
名称

西岡雄彦

以上

(注) 特例対象者でない場合には、届出書に係る部分を削除すること。